

◆犯罪被害にあうと、次のようなことが起きることがあります。

日常生活のこと

- ・家事や育児が手につかない
- ・外出できなくなってしまう



心身の不調

- ・強い不安感
- ・眠れない
- ・食欲が出ない

住居のこと

- ・自宅が事件現場になり住み続けることができない

経済的なこと

- ・仕事に行けなくなってしまう、経済的に困窮する
- ・医療費、裁判に伴う交通費など、様々な費用がかかる

仕事のこと

- ・様々な手続きに時間を要し、仕事を休む必要があるが、職場の理解が得られない

周囲の人の言動

- ・知人に事件のことを聞かれるのがつらい

◆周りの人が励ましのつもりでかけた言葉が、被害者の方を傷つけてしまうことがあります。

例えば・・・

決めつけてしまう

- ・「あなたは強いから、大丈夫よ」など

安易な励ましや、なぐさめをしてしまう

- ・「前向きに生きましょう」「元気を出して」など

被害の状況を人と比べる

- ・「もっとつらい人がたくさんいるよ」など



秦野市犯罪被害者等総合支援窓口で お手伝いできること



- ・犯罪被害により直面している様々な問題についてご相談をお受けします
- ・本市の条例に基づく支援を提供します
- ・必要な情報の提供や助言を行います
- ・状況に応じて関係機関をご案内します

秦野市犯罪被害者等総合支援窓口 市民相談人権課

電話 0463-82-5128 (直通)

月～金曜日 8時30分～17時

(祝日・年末年始は除く)

～ひとりで悩まずご相談ください～

その他の犯罪被害相談窓口

かながわ犯罪被害者サポートステーション

電話 045-311-4727

月～土曜日 9時～17時 (祝日・年末年始は除く)

かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター

「かならいん」

電話 045-322-7379 24時間365日

犯罪被害にあわれた方へ

支援のご案内

～ひとりで悩まずご相談ください～



秦野市

犯罪被害者等総合支援窓口

支援金支給



- **遺族支援金 50万円**
犯罪により亡くなった被害者（市民）のご遺族に支給します。
- **重傷病支援金 10万円**
犯罪により重傷病を負った被害者（犯罪発生時に市民）に支給します。
- **性犯罪被害支援金 5万円**
性犯罪の被害者（犯罪発生時に市民）に支給します。

日常生活等支援

- **配食サービス費用助成**
犯罪被害により日常生活を営むことに支障がある場合に、配食サービスに要した費用を助成します。
〔 1名につき、1日あたり1,000円を上限に30日まで助成 〕
- **一時預かりサービス費用助成**
犯罪被害により児童の家庭での保育が困難となった場合に、一時預かりサービスに要した費用を助成します。
〔 子1名につき、1日あたり8,500円を上限に10日まで助成 〕
- **転居費用助成**
犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった場合に、新たな住居への転居に要した費用を助成します。
〔 1件につき、20万円を上限に1回まで助成 〕

専門相談支援



- **法律相談**
犯罪被害により直面している法律上の問題について、弁護士による相談を行います。
〔 1回あたり60分を目安に2回まで無料 〕
- **カウンセリング**
犯罪被害により受けた精神的な被害を早期に回復するため、専門知識を有するカウンセラーによるカウンセリングを行います。
〔 1回あたり60分を目安に10回まで無料 〕

★秦野市犯罪被害者等支援条例が施行された日（令和4年4月1日）以降に発生した犯罪被害を対象とします。

★支援内容ごとに、対象者、申請の期限等の要件がありますので、犯罪被害者等総合支援窓口（市民相談人権課）までお問合せください。

★より詳しい内容は秦野市ホームページでご覧いただけます。

検索 秦野市犯罪被害者等支援

